

## 野田市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年6月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山幹雄	2番	石山高弘
3番	藤井愛子	4番	川辺茂
5番	筑井正	6番	古谷文夫
7番	齊藤和夫	8番	石塚正夫
9番	染谷美佐夫	11番	鳩貝直子
12番	宇佐見稔久	13番	吉岡清美

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第7号 農地の現況に関する照会について

報告第8号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

**議長** ただいまから令和4年第6回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、10番、針ヶ谷久翁委員、所用のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

1番 石山 幹雄 委員

2番 石山 高弘 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第7号までとなっております。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番は、議案第4号「農用地利用集積計画について」の番号10、11番と不可分の案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号1についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で165平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

譲渡人の申請理由は、高齢のため農業経営の規模縮小のため、譲受人の申請理由は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、第5号の下限面積要件については、権利を取得する農地の面積が議案第4号番号10、11番と合わせて50アール以上のため、要件を満たしています。

令和4年5月24日に受付をしております。

続いて、議案第4号番号10、11番についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

野田市長より令和4年5月31日付けで、令和4年度第2次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

番号10、11番ですが、1年の使用賃借権設定が畑2筆で1982平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**藤井委員** 今月は1班が担当で、6月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から3番、議案第2号申請番号1番から9番については石山高弘委員、議案第1号申請番号4、5番、議案第2号申請番号10番から20番については鳩貝

委員が、ご報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について石山高弘委員から報告をお願いします。

**石山（高）委員** 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字上中山の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田2筆で5037平方メートル、畑5筆で3707平方メートル、合計8744平方となっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は病気療養のため農作業ができないため、譲受人は、譲渡人に代わり農作業をするためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年5月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石山（高）委員** 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、目吹字目吹新田の田2筆、目吹字中高野の畑5筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で307平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、自宅が遠方のため耕作に通うのが不便なため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年5月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石山（高）委員** 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、目吹字松砂の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4、5番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号4、5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で1045平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、作付け中止のため、譲受人は、農地集約のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

譲受人は法人ですが、農地所有適格法人の要件を満たしています。

令和4年5月25日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第1号申請番号4、5番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字中小用地と大門の畑3筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号及び議案第4号番号10、11番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。  
申請番号1番から3番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1番から3番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、田4筆で2545.88平方メートル、畑3筆で474平方メートル、合計3019.88平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転及び賃借権設定による車両置場用地です。

令和4年5月25日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石山（高）委員** 議案第2号申請番号1番から3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、砂利敷きし車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、丸鋼管ロープ柵で周囲を囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番から3番の説明をする前に、申請番号1番から8ページの申請番号20番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番から3番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号4番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で2623平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による駐車場用地です。

令和4年5月25日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石山（高）委員** 議案第2号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、砂利敷きして駐車場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、砂利敷きし土砂が流出しないよう高低差を設けない計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、融資証明及び預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で901平方メートルの内468.90平方メートルとなっております。  
転用の目的は、賃借権設定による農作業舎用地です。  
令和4年5月25日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石山（高）委員** 議案第2号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。  
当該地の現況は、耕作中の農地でした。  
計画内容は、埋め立ては行わず、転圧により整地し農作業舎を建築する計画となっております。  
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。  
周辺農地への被害防除対策は、高低差をもうけない計画となっております。  
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。  
以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。  
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。  
以上です。

**議長** 申請番号6、7番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号6、7番についてご説明いたします。

4、5ページをご覧ください。

申請地は、田 2 筆で 1767 平方メートルとなっております。  
転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。  
令和 4 年 5 月 23 日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石山（高）委員** 議案第 2 号申請番号 6、7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理及び竹林が生えている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、転圧により整地し砂利敷きする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 2 号申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 185 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和 4 年 5 月 25 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。



**石山（高）委員** 議案第2号申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、砕石敷きする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号9番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で1846平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和4年5月25日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石山（高）委員** 議案第2号申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、砂利敷きする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 2 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 3117 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 5 月 23 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第 2 号申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、整地のみ行う計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 2 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1342 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 5 月 25 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第 2 号申請番号 11 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、防草シート、碎石敷きとする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 12 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 2 号申請番号 12 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1748 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 5 月 25 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第 2 号申請番号 12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石敷きとする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号13番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1011平方メートルとなっております。  
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。  
令和4年5月25日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第2号申請番号13番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。  
申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。  
当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。  
計画内容は、防草シート、砕石敷きとする計画となっております。  
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。  
周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。  
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。  
以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。  
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。  
以上です。

**議長** 申請番号14、15番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号14、15番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。  
申請地は、畑2筆で1308平方メートルとなっております。  
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。  
令和4年5月25日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第2号申請番号14、15番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石敷きとする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号16番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号16番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で394平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による駐車場用地です。

令和4年5月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第2号申請番号16番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40

パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、盛土、切土は行わず、砕石敷きにて駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプ柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号17番から19番は関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号17番から19番についてご説明いたします。

7、8ページをご覧ください。

申請地は、畑8筆で4996平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和4年5月25日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第2号申請番号17番から19番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、切土・盛土は一切なく、現況高にて整地する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 20 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 2 号申請番号 20 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1873 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和 4 年 5 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第 2 号申請番号 20 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、盛土、切土は無く、碎石敷きで整地し車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ネットフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、融資に関する書類及び残高証明書が添付されており、必要な資



力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1、2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和50年5月20日より宅地とし利用し、現在に至っております。

昭和54年10月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和4年5月25日に受付をしております。

続いて、議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和61年頃に倉庫を建築し、現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和4年5月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」の番号1番から9番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号番号1番から9番についてご説明いたします。

10、11ページをご覧ください。

野田市長より令和4年5月31日付けで、令和4年度第2次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、5年の賃借権設定が畑9筆で8119平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の番号1番から9番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 5 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 5 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

12 ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示の日から 30 年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は、市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第 10 条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和 3 年 6 月に亡くなっております。

生産緑地は、畑 4 筆で 1198 平方メートルとなっております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地調査が行われておりますので、吉岡委員より報告をお願いします。

**吉岡委員** 議案第 5 号申請番号 1 番について報告します。

令和 4 年 5 月 31 日に現地の状況確認を、事務局職員 1 名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、耕作中の農地でした。

以上です。

**議長** ありがとうございます。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を議題とします。  
初めに、運営委員会議長よりご報告をお願いします。

**齊藤委員** 平成29年10月10日に定めた農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、先程、運営委員会において協議し、その内容について了承されたところです。

内容については事務局から説明いたします。

以上で報告を終わります。

**議長** 続きまして、指針の見直しの内容について事務局の説明を求めます。

**事務局** 指針について改めて内容を確認したところ、設定した目標と現状に大きな乖離が生じているため、この際、次回の改正に繋げるため、実態に合った数字に見直すこととしました。

—指針の見直しの内容について説明—

**議長** ただいま運営委員会の報告及び事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号について採決します。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案どおり可決されました。

議案第7号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

初めに、運営委員会議長よりご報告をお願いします。

**齊藤委員** 令和3年度の活動の点検・評価については、農林水産省経営局農地政策課長より発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、前年度の活動に対する点検・評価を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表するものです。

また、令和4年度の活動の目標については、農林水産省経営局長より発出された「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき本年度の活動目標を設定し、同様に市町村のホームページ等で公表するものです。

先程、運営委員会において協議し、その内容について了承されたところです。

内容については事務局から説明いたします。

以上で報告を終わります。

**議長** 続きまして、内容について事務局の説明を求めます。

**事務局** ー令和3年度の活動の点検・評価、令和4年度の活動の目標の説明ー

**議長** ただいま運営委員会の報告及び事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

ー質疑なしの声ありー

質疑なしと認めます。

これより議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

ー全員挙手ー

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第8号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、2件受理しております。

次に2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件受理しております。

次に3ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に4から8ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、2法人から提出がありました。

次に9ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約は、2件提出がありました。

次に10ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に 11 ページをご覧ください。

報告第 7 号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が 1 件ありました。

報告第 8 号 軽微な農地改良の届出については、盛土の提出が 1 件ありました。

以上です。

**議長** 報告第 7 号の登記官照会については、昭和 56 年 8 月 28 日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員 3 名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

**議長** 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 2 時 44 分)